

特別養護老人ホーム

松川荘



基本理念

やさしく笑顔で寄り添います。

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

運営主体



特別養護老人ホーム松川荘は、社会福祉法人松川町社会福祉協議会が運営を行っています。

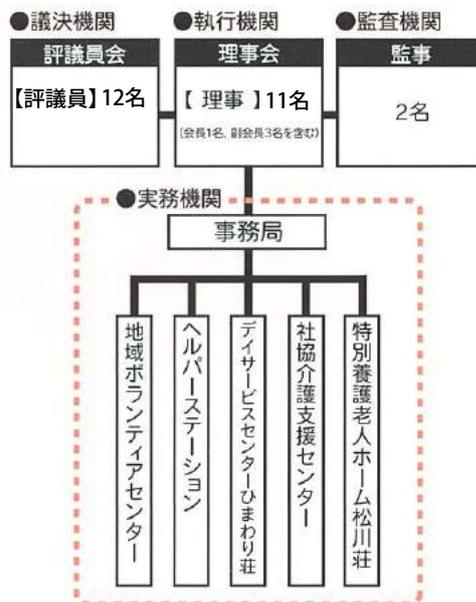
◆社会福祉協議会（社協）とは？

社会福祉協議会は、社会福祉事業法（昭和26年制定）を改正した「社会福祉法」（平成12年6月施行）に基づき、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明文化されている社会福祉法人です。（役場の一部ではなく、民間の団体です）社会福祉協議会を略して「社協」と呼んでいます。

松川町社会福祉協議会は、松川町福祉を考える会（ボランティア団体・福祉関係団体等によって組織された住民による自主的な団体）の活動を原動力に、平成元年に設立されました。以来、地域福祉の中核として、誰もが安心して暮らすことができる地域のために、住民の皆様と共に各種福祉事業を展開しています。

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

組織図



事業案内

(1) 介護福祉施設サービス（利用定員 50名）

要介護者に対し、その方の望む生活と自立支援を基本に作成した施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をを行います。

利用できる方

原則として要介護3～要介護5の方

入所申し込み

お住まいの市町村窓口で施設入所希望の申請をお願いします。入所調整は南信州広域連合が行います。

利用料

要介護度、所得、預貯金等に応じて異なります。詳細につきましては、上記の入所申し込み先か、松川荘までお問い合わせください。

(2) 短期入所生活介護（利用定員 8名）

要介護、又は要支援認定者のご家族が一時的に介護ができなくなった場合に、専門の知識・技術を備えた施設の職員が、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上のお世話や機能訓練等を行います。

利用できる方

要支援1・要支援2、要介護1～要介護5の方

利用申し込み

担当のケアマネジャーへご相談・お申し込みをお願いします。

利用料

要介護度、所得、預貯金等に応じて異なります。詳細につきましては、担当のケアマネジャーか、松川荘までお問い合わせください。

施設概要



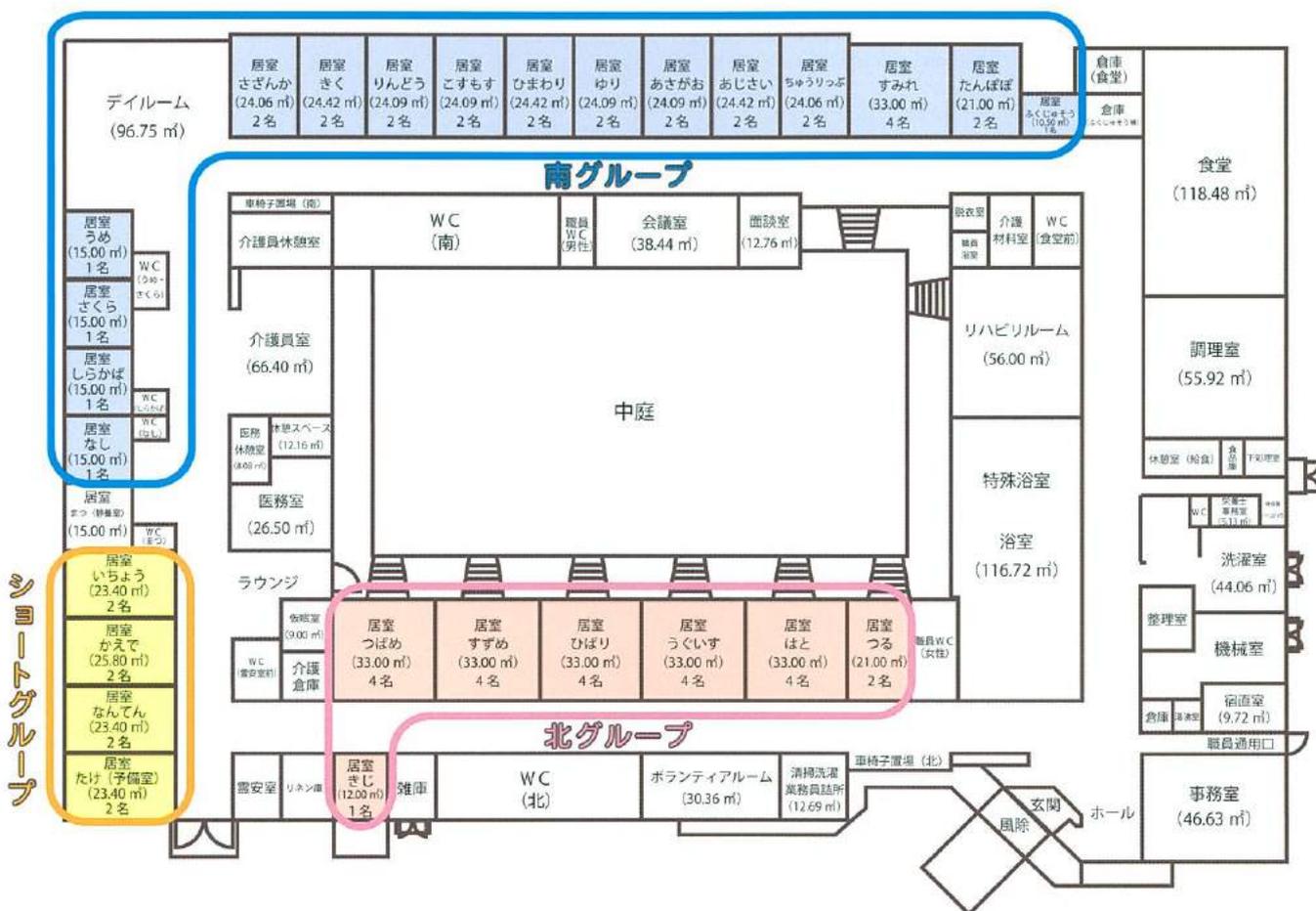
居室（東棟）



特殊浴槽



廊下（南棟）



東棟



中庭



ダイルーム

- 施設の規模 敷地面積 5,393 m² 建物面積 2,330.63 m²
- 居室 1人用居室… 6室 2人用居室… 15室 4人用居室… 6室



毎日は、
利用者様の笑顔と共に



グループケアによるきめ細やかなケア

心身の状態と介護保険のサービス種類（介護福祉施設サービス、短期入所生活介護）によって、生活空間や日課を3つにグループ化。

家庭的な雰囲気の中、グループごとに配置された顔なじみの職員が、きめ細やかなケアを提供します。



毎月開催される楽しい行事



毎日のレクリエーションや趣味活動の他、地域の皆さんやボランティアの皆さんが参加しての楽しい行事が毎月企画されます。



ふれあい広場ステージ発表



誕生日会



敬老祝賀会



コンサート



毎日の楽しみ、食事

心身の状態に応じた栄養管理のもとで、手作りにこだわった四季折々の旬の味をお楽しみいただいています。季節の行事に応じた行事食もご好評いただいています。

キザミ食、ソフト食、ペースト食などの食形態にも対応しています。



いつまでも健康で 自分らしく 生活するために

柔道整復師によるリハビリや、音楽療法士による音楽療法セッションを取り入れ、心身の機能の維持向上を図っています。



地域に開かれた施設



ボランティアの受け入れ、地域の皆さんが参加しての行事の企画、保育園児との交流、小・中・高校の職場体験の受け入れ等を積極的に行い、地域に開かれた環境づくりを進めています。



安心の医療連携



わずか400mの距離にある下伊那赤十字病院が、協力病院として利用者様の健康をサポート。毎週、内科医師による回診が行われます。

もしもの入院の際も、施設と病院のスムーズな連携のもとで安心して医療が受けられます。



利用者様より: 職員の皆さんはみんな優しくしてくれるに。ここはいいとここに。 / 利用者様より: ご飯がおいしいに。毎日楽しみな。 / 利用者様より: 行事がたくさんあって楽しいに。 / ご家族より: 安心しておまかせしています。 / ご家族より: 笑顔で明るく接していただき感謝しています。 / ご家族より: 松川荘へ来て母が元気になりました。いつも楽しそうにしていってうれしいです。

沿革

昭和49年	4月1日	飯伊特別養護老人ホーム・伝染病組合設立
昭和55年	11月17日	松川荘建設工事着工
昭和56年	5月15日	松川荘建設工事竣工
昭和56年	6月1日	事業開始 入所定員50名
平成6年	4月1日	飯伊広域行政組合発足 (1市・3町・14村・6一部事務組合)
平成11年	4月1日	南信州広域連合設立
平成13年	6月21日	大規模改修・増築工事着工
平成14年	3月10日	大規模改修・増築工事竣工 総工事費 293,738千円
		短期入所生活介護の入所定員を8名に増加
平成16年	4月1日	南信州広域連合が特養の管理運営を民間にシフトするため、指定管理者制度を導入。松川町が松川荘の指定管理者となる
平成17年	4月1日	社会福祉法人松川町社会福祉協議会が松川荘の指定管理者となる
平成21年	12月15日	スプリンクラーの設置、ソーラーシステムの修繕工事着工
平成22年	3月31日	スプリンクラーの設置、ソーラーシステムの修繕工事竣工 総工事費 26,040千円

交通アクセス

○中央自動車道松川ICより車で10分 ○J R伊那大島駅より徒歩15分



社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

特別養護老人ホーム 松川荘



〒399-3303
 長野県下伊那郡松川町元大島2965-1
 TEL (0265)36-5200 FAX (0265)36-6221
 E-mail (代表) tokuyo-msya@ch-you.ne.jp



特別養護老人ホーム松川荘 利用料一覧表(平成30年度 介護報酬改定)

介護保険事業所番号: 2072501402

1-2、個室利用の場合

※平成30年6月1日～

(1)基本料金

単位:円

要介護度	介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅰ)イ(Ⅱ)イ	夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	栄養マネジメント加算	利用者負担段階	食費日額	居住費個室日額	利用料日額	利用料月額(30日)
要介護1	557	36	19	28	14	第1段階	300	320	1,274	38,220
						第2段階	390	420	1,464	43,920
						第3段階	650	820	2,124	63,720
						第4段階	1,380	1,150	3,184	95,520
要介護2	625	36	19	28	14	第1段階	300	320	1,342	40,260
						第2段階	390	420	1,532	45,960
						第3段階	650	820	2,192	65,760
						第4段階	1,380	1,150	3,252	97,560
要介護3	695	36	19	28	14	第1段階	300	320	1,412	42,360
						第2段階	390	420	1,602	48,060
						第3段階	650	820	2,262	67,860
						第4段階	1,380	1,150	3,322	99,660
要介護4	763	36	19	28	14	第1段階	300	320	1,480	44,400
						第2段階	390	420	1,670	50,100
						第3段階	650	820	2,330	69,900
						第4段階	1,380	1,150	3,390	101,700
要介護5	829	36	19	28	14	第1段階	300	320	1,546	46,380
						第2段階	390	420	1,736	52,080
						第3段階	650	820	2,396	71,880
						第4段階	1,380	1,150	3,456	103,680

(2)利用状況に応じて加算される料金

外泊時費用	246円/日
初期加算	30円/日
療養食加算	6円/回
看取り介護加算	死亡日以前4日以上30日以下144円/日
	死亡日前日及び前々日680円/日
	死亡日1,280円/日
若年性認知症入所者受入加算	120円/日

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)についてサービス別の基本料金(介護保険に係る料金)に各種加算減算を加えた1月あたりの総額に8.3%を乗じた金額が加算されます。

【利用者負担段階の説明】

区分	対象者
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であつて、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	・市町村民税世帯非課税であつて、利用者負担第2段階以外の方
第4段階	・上記以外の方〔課税世帯〕

●左記の要件の他、配偶者も市町村民税非課税であり、預貯金等が単身で1000万円、夫婦で2000万円以下であること。
●【平成28年8月から】遺族年金及び障害年金等の非課税年金も収入に含まれます。

【自己負担割合について】

- 平成27年8月1日から、同一世帯の1号被保険者で、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上で346万円以上の場合、ピンクの網掛け部分の金額が倍額となります。《自己負担額が1割負担から2割負担に変更となるため》
- 平成30年8月1日から、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で単身で340万円以上、2人以上で463万円以上の場合、ピンクの網掛け部分の金額が3倍となります。《自己負担額が2割負担から3割負担へ変更となるため》

(3)その他利用料金

金銭管理費	500円/月
エンゼル処置代	5,000円(終末時)
理美容代	実費
医療費	実費
税金	実費
その他特別な食費や、日用品、衣料品等、個人で購入したもの	実費

特別養護老人ホーム松川荘 利用料一覧表(平成30年度 介護報酬改定)

2-2、多床室(2~4人部屋)利用の場合

介護保険事業所番号:2072501402

※平成30年6月1日～

(1)基本料金

単位:円

要介護度	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅰ)イ(Ⅱ)イ	夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	栄養マネジメント加算	利用者負担段階	食費日額	居住費多床室日額	多床室β(光熱水費の見直しによるもの)	多床室α(室料相当の負担の見直しによるもの)	利用料日額	利用料月額(30日)
要介護1	557	36	19	28	14	第1段階	300	0	0	0	954	28,620
						第2段階	390	320	50	0	1,414	42,420
						第3段階	650	320	50	0	1,674	50,220
						第4段階	1,380	320	50	470	2,874	86,220
要介護2	625	36	19	28	14	第1段階	300	0	0	0	1,022	30,660
						第2段階	390	320	50	0	1,482	44,460
						第3段階	650	320	50	0	1,742	52,260
						第4段階	1,380	320	50	470	2,942	88,260
要介護3	695	36	19	28	14	第1段階	300	0	0	0	1,092	32,760
						第2段階	390	320	50	0	1,552	46,560
						第3段階	650	320	50	0	1,812	54,360
						第4段階	1,380	320	50	470	3,012	90,360
要介護4	763	36	19	28	14	第1段階	300	0	0	0	1,160	34,800
						第2段階	390	320	50	0	1,620	48,600
						第3段階	650	320	50	0	1,880	56,400
						第4段階	1,380	320	50	470	3,080	92,400
要介護5	829	36	19	28	14	第1段階	300	0	0	0	1,226	36,780
						第2段階	390	320	50	0	1,686	50,580
						第3段階	650	320	50	0	1,946	58,380
						第4段階	1,380	320	50	470	3,146	94,380

(2)利用状況に応じて加算される料金

外泊時費用	246円/日
初期加算	30円/日
療養食加算	6円/回
若年性認知症入所者受入加算	120円/日
看取り介護加算	死亡日以前4日以上30日以下144円/日
	死亡日前日及び前々日680円/日
	死亡日1,280円/日

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)についてサービス別の基本料金(介護保険に係る料金)に各種加算減算を加えた1月あたりの総額に8.3%を乗じた金額が加算されます。

【利用者負担段階の説明】

区分	対象者
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方
第4段階	・上記以外の方〔課税世帯〕

●左記の要件の他、配偶者も市町村民税非課税であり、預貯金等が単身で1000万円、夫婦で2000万円以下であること。
●【平成28年8月から】遺族年金及び障害年金等の非課税年金も収入に含まれます。

【自己負担割合について】

- 平成27年8月1日から、同一世帯の1号被保険者で、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上で346万円以上の場合、ピンクの網掛け部分の金額が倍額となります。《自己負担額が1割負担から2割負担に変更となるため》
- 平成30年8月1日から、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で340万円以上、2人以上で463万円以上の場合、ピンクの網掛け部分の金額が3倍となります。《自己負担額が2割負担から3割負担へ変更となるため》

(3)その他利用料金

金銭管理費	500円/月
エンゼル処置代	5,000円(終末時)
理美容代	実費
医療費	実費
税金	実費
その他特別な食費や、日用品、衣料品等、個人で購入したもの	実費

特別養護老人ホーム松川荘 利用料一覧表（平成30年度 介護報酬改定）

期入所生活介護
※平成30年6月1日～

介護保険事業所番号: 2072501105

(1) 基本料金 単位: 円

要介護度	設 期入所生活 介護費(Ⅱ)	サービス 体制 加算 (Ⅰ)イ	利用者 負担 段階	食費日額 (負担 度額)	居住費 多床室 日額	多床室 β(光熱水 費の見直し によるもの)	多床室 α(室料相 当の負担 の見直しに よるもの)	利用料 日額
要支援1	437	18	第1段階	300	0	0	0	755
			第2段階	390	320	50	0	1,215
			第3段階	650	320	50	0	1,475
			第4段階	1,380	320	50	470	2,675
要支援2	543	18	第1段階	300	0	0	0	861
			第2段階	390	320	50	0	1,321
			第3段階	650	320	50	0	1,581
			第4段階	1,380	320	50	470	2,781

要介護度	設 期入所生 活介護費 (Ⅱ)	夜勤職員 配置加算 (Ⅲ)	サービス 体制 加算 (Ⅰ)イ	利用者 負担 段階	食費日額 (負担 度額)	居住費 多床室 日額	多床室 β(光熱水 費の見直し によるもの)	多床室 α(室料相 当の負担 の見直しに よるもの)	利用料 日額
要介護1	584	15	18	第1段階	300	0	0	0	917
				第2段階	390	320	50	0	1,377
				第3段階	650	320	50	0	1,637
				第4段階	1,380	320	50	470	2,837
要介護2	652	15	18	第1段階	300	0	0	0	985
				第2段階	390	320	50	0	1,445
				第3段階	650	320	50	0	1,705
				第4段階	1,380	320	50	470	2,905
要介護3	722	15	18	第1段階	300	0	0	0	1,055
				第2段階	390	320	50	0	1,515
				第3段階	650	320	50	0	1,775
				第4段階	1,380	320	50	470	2,975
要介護4	790	15	18	第1段階	300	0	0	0	1,123
				第2段階	390	320	50	0	1,583
				第3段階	650	320	50	0	1,843
				第4段階	1,380	320	50	470	3,043
要介護5	856	15	18	第1段階	300	0	0	0	1,189
				第2段階	390	320	50	0	1,649
				第3段階	650	320	50	0	1,909
				第4段階	1,380	320	50	470	3,109

(2) 利用状況に応じて加算される料金

加算	184円/回
療養食加算	8円/回
若年性認知症利用者受入加算	120円/日
期入所受入加算	90円/日

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)について
 サービス別の基本料金(介護保険に係る料金)に各種加算減算を加えた1月あたりの総額に8.3%を乗じた金額が加算されます。

【利用者負担段階の説明】

区分	対象者
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方
第4段階	・上記以外の方〔課税世帯〕

●左記の要件の他、配偶者も市町村民税非課税であり、預貯金等が単身で1000万円、夫婦で2000万円以下であること。
 ●【平成28年8月から】遺族年金及び障害年金等の非課税年金も収入に含まれます。

(3) その他利用料金

理美容代	実費
医療費	実費
その他特別な食費や、日用品、衣料品等、個人で購入したもの	実費

【自己負担割合について】

●平成27年8月1日から、同一世帯の1号被保険者で、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上で346万円以上の場合は、ピンクの網掛け部分の金額が倍額となります。《自己負担額が1割負担から2割負担に変更となるため》
 ●平成30年8月1日から、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で340万円以上、2人以上で463万円以上の場合は、ピンクの網掛け部分の金額が3倍となります。《自己負担額が2割負担から3割負担へ変更となるため》